

～みんなで誰もが働きやすい職場にしましょう～

北海道教育委員会では、職員一人ひとりが高い意欲を持って、その能力を最大限発揮できるよう、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組んでいます。

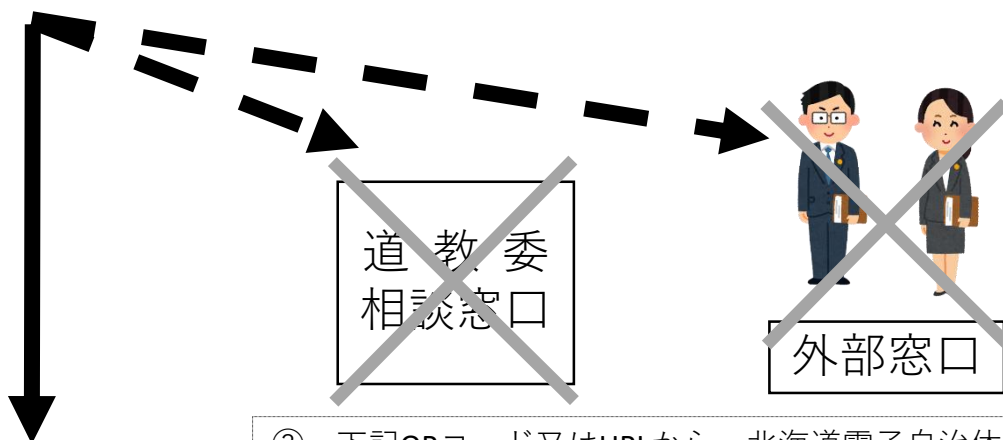
職員自らがハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動を受けた、又は他の職員に対してハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合、各種相談窓口を利用することはもとより、北海道電子自治体共同システムの簡易申請により、当該言動について通報することができます。

利用の流れ



① 本人又は第三者である職員が、ハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動を「受けた」、「見た」、「聞いた」

② 相談窓口の担当者や外部窓口の弁護士と直接やりとりしたくない、ハードルが高いなど、窓口の利用に躊躇を感じる



**ハラスメント
110番
(道教委)**

③ 下記QRコード又はURLから、北海道電子自治体共同システムの簡易申請に進み、ハラスメントの内容等を入力し通報（匿名可）

④ 総務政策局総務課職員公務管理係で通報内容を確認し、必要に応じて、関係する所属長等に情報提供するとともに、調査を依頼するなど組織で対応

通報は、こちら

北海道教育委員会事務局、道立学校及びその他の所管機関の職員に関するハラスメントに限る。 ※会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の方を含む

<https://www.harp.lg.jp/2PUjW5GX>



※QRコードは、（株）デンソーウェーブの登録商標です。

利用の留意点

- ・ 通報者は、通報に際しハラスメントの被害者本人か、行為を見聞きした第三者かを必ず選択してください。
- ・ 市町村立学校の職員に関するハラスメントは、対象外です。
- ・ 通報者に対応結果や調査内容は回答しません。回答を希望する場合は、このシステムではなく、他の相談窓口を利用してください。
- ・ 秘匿事項が多い場合や内容に具体性を欠く場合は、対応や調査が困難となる恐れがあります。